

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

条 例

○職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例	七	○条例の一部を改正する条例	七
○職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	一	○福島県希望ヶ丘ホーム条例を廃止する条例	七
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	五	○福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	七
○一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	五	○福島県港湾管理条例の一部を改正する条例	七
○職員の自己啓発等休業に関する条例	六	○福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	十
○福島県総合社会福祉施設太陽の国	六	○福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例	十
		○学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例	十一

条 例

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例、福島県希望ヶ丘ホーム条例を廃止する条例、福島県港湾管理条例の一部を改正する条例、福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例及び学校教育法の改正に伴う関係

係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成十九年十二月二十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第八十三号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例(平成十九年福島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第六十八条の二第四項第二号」を「第一百四十四条第四項第二号」に改める。

第三条第四項に次の一号を加える。

五 職員の自己啓発等休業に関する条例(平成十九年福島県条例第八十七号) 第二

第一項の規定による自己啓発等休業をした期間

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(人事領域職員研修グループ)

福島県条例第八十四号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例(平成四年福島県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び」を「、第十条第一項及び第二項、第十四条、第十五条、第十七条、第十八条第三項並びに」に改める。

第二条第六号中「のほか、」の下に「職員が」を、「子を」の下に「当該」を加える。

第三条中「第二条第一項」を「第二条第一項ただし書」に改め、同条第一号中「又は出産」を「若しくは出産」に、「当該育児休業」を「当該育児休業」に改め、「該当したことにより」の下に「当該育児休業の承認が」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親である者に限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任

命権者に申し出た場合に限る。）。
第五条第一号中「育児休業に係る子を」を「職員が育児休業により養育している子を当該」に改める。

第六条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員第八条を第二十五条とし、同条の前に次の一条を加える。
(部分休業の承認)

第二十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 人事委員会規則で定める職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から人事委員会で定める時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第七条を削り、第六条を第二十三条とし、第五条の二を第六条とし、同条の次に次の十六条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第七条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 第二条第一号から第四号までに掲げる職員

二 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。)をすることにより養育しようとする子について、配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

三 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができるとする特別の事情)

第八条 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十一条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十一条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について再度の育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児短時間勤務職員の勤務の形態)

第九条 育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)第四条第一項の規定の適用を受ける職員につき次の第一号又は第二号に掲げる勤務の形態(船舶に乗り組む職員にあつては、第三号に掲げる勤務の形態)(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

三 五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、週休日が毎四週間につき四日以上となるようにし、及び当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように、かつ、毎四週間につき一週間当たりの勤務時間が四十二時間を超えないように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、書面により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の一月前までに行うものとする。

第十一条 育児休業法第十二条において準用する育児休業法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。

三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。
 (育児短時間勤務職員についての職員の給与に関する条例の特例)
第十二条 育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。以下「給与条例」という。)についての職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号。以下「給与条例」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十四条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員」という。)
第十四条第九項	とする		に、算出率を乗じて得た額とする
第十四条第二項、第二項及び第四項	決定する		決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第二十条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第十三条第一項	支給する		支給するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第二十条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第十三条第四項	給料		給料の月額を算出率で除して得た額

第十七条第五項及び第十七条の四第三項

第十七条第五項	給料月額	給料の月額を算出率で除して得た額
第十七条第六項	人事委員会規則	育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事委員会規則

(育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)
第十三条 育児短時間勤務職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号。以下「特殊勤務手当条例」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十四条第二項	地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員
第二条第三項		第二条第二項

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)
第十四条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第二十条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第五条第四項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

(育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例)
第十五条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年福島県条例第八十五号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とす

第八条第二項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第八条第三項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて得た額と

(育児短時間勤務をした職員に関する福島県職員の退職手当に関する条例の特例)
第十六条 福島県職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年福島県条例第三十五号)以下「退職手当条例」という。)第六条の四第一項及び第九条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、退職手当条例第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第九条第四項の規定の適用については、「その月数の二分の一に相当する月数(法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間)についてはその月数、育児休業又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間(当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの間であつて、現実に職務をとることを要した期間のあつた日を除いた月に限る。)」についてはその月数の三分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかつたと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることができるやむを得ない事情)
第十七条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 過員を生ずること。
- 二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知)
第十八条 任命権者は、育児休業法第十七条の規定による勤務をさせる場合又は当該勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。
(育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員についての給与条例等の特例)
第十九条 第十二条から第十六条までの規定は、育児休業法第十七条の規定による勤務をしている職員又はした職員について準用する。
(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)
第二十条 任命権者は、育児休業法第十八条第三項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ任期付短時間勤務職員の同意を得なければならない。
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例)
第二十一条 任期付短時間勤務職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第一項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額、その者の受ける号給に応じた額に、勤務時間条例第二条第四項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする
第十条第二項第二号	再任用短時間勤務職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十八条第一項の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)
第十二条	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)	地方公務員の育児休業等に関する法律
第十三条第二項及び第四項並びに第十九条の三	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第十六条	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第二条第三項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員
第二条第四項	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員

第十六条の四第 二項	再任用職員	任期付短時間勤務職員
---------------	-------	------------

(任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の特例)
第二十二條 任期付短時間勤務職員についての特殊勤務手当条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる特殊勤務手当条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十四條第二 項	地方公務員法第 二十八條の第五 一項に規定する 短時間勤務の職 を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 三年法律第百十号)第十八條第一項の規定に より採用された短時間勤務職員
	第二條第三項	第二條第四項

附 則
 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

福島県条例第八十五号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年福島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八條第一項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第二項の規定により採用された職員」を「第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七條の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。

以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。
 第三条第一項ただし書中「任命権者は」の下に、「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、」を「日曜日及び土曜日に加えて」に改め、同条第二項ただし書中「ただし」の下に、「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第四条第二項中「(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、八日以上。以下この項において同じ。)の週休日」を「週休日(育児短時間勤務職員等にあっては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては八日以上の週休日)」に改め、同項ただし書中「により、四週間ごとの期間につき八日」を「(育児短時間勤務職員等にあっては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、八日以上)」に改め、「で週休日」の下に「(育児短時間勤務職員等にあっては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第八条第一項中「第二条の」を「第二条(第二項を除く。)」の「第二条第二項」を「同条第三項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「任命権者は、」の下に「第二条第二項の規定により船舶に乗り組む職員で育児短時間勤務職員等であるものの勤務時間を定める場合又は」を加え、「前項の期間」を「当該五十二週を超えない期間」に改める。

第八条の二に次のただし書を加える。
 ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該勤務をすることを命ずることができる。

第十二條第一項第一号中「二十日」の下に「育児短時間勤務職員等、」を加える。

附 則
 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

福島県条例第八十六号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年福島県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「五日間」の下に「(当該第一号任期付研究員が地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十條第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下この項において「育児短時間勤務」という。)の承認を受

けた職員（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下この項において「育児短時間勤務職員等」という。）である場合にあつては、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容（同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下この項において「育児短時間勤務等の内容」という。）に従つた週休日（勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日という。）以外の日」を、「八時間の勤務時間」の下に「（育児短時間勤務職員等については、当該育児短時間勤務等の内容に従つた勤務時間）」を加える。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（人事領域人事グループ）

福島県条例第八十七号

職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の五第一項、第五項及び第六項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業（同条第一項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（自己啓発等休業の承認）

第二条 任命権者は、職員としての在職期間が三年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績、当該申請に係る大学等課程の履修（法第二十六条の五第一項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）の内容その他の事情を考慮した上で、当該職員が自己啓発等休業をすることを承認することができる。

2 前項の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間）

第三条 法第二十六条の五第一項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては二年（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会規則で定める場合は、三年）、国際貢献活動のための休業にあつては三年を超えない範囲内の期間とする。

（大学等教育施設）

第四条 法第二十六条の五第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条第一項に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大

学院を含む。）

二 学校教育法第一条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき同法以外の法律に特別の規定があるものであつて同法第四十条第四項第二号の規定により前号に規定する大学の課程に相当する教育を行うと認められる課程を置くもの（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合におけるものに限る。）

三 前二号に掲げる教育施設に相当する外国の教育施設（奉仕活動）

第五条 法第二十六条の五第一項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

一 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三十六号）第十三条第一項第三号の規定に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める機関が実施する国際協力の促進に資する外国における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）であつて、職員として参加することが適当であると任命権者が認めるもの

（自己啓発等休業の期間の延長）

第六条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合を除き、一回に限るものとする。

3 第二条第一項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

（自己啓発等休業の承認の取消事由）

第七条 法第二十六条の五第五項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、当該自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻りに欠席していること又は当該自己啓発等休業の承認に係る国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

二 自己啓発等休業をしている職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、停学の処分を受け、又はその授業を欠席していること、当該自己啓発等休業の承認に係る国際貢献活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生ずること。

（報告等）

第八条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に

掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

一 当該職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

二 当該職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、停学の処分を受け、若しくはその授業を頻繁に欠席している場合又は当該自己啓発等休業の承認に係る国際貢献活動の全部若しくは一部を行っていない場合

三 当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることにより、十分な意思疎通を図るものとする。

(自己啓発等休業職員の復帰時における処遇)

第九條 自己啓発等休業をした職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号給については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職務に復帰した自己啓発等休業職員に関する福島県職員の退職手当に関する条例の特例)

第十條 福島県職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年福島県条例第三十五号）第六條の四第一項及び第九條第四項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第六條の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての福島県職員の退職手当に関する条例第九條第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（法第十五條の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間についてはその月数、育児休業又はこれに準ずる事由により現実に職務をとることを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの間であつて、現実に職務をとることを要した期間のあつた日を除いた月に限る。）についてはその月数の三分の一に相当する月数）」とあるのは、「その月数（法第二十六條の五第一項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するもの認められることその他の規則で定める要件に該当する場合については、その月数の二分の一に相当する月数）」とする。

(人事委員会規則への委任)

第十一條 この条例（前條を除く。）の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(人事領域人事グループ)

福島県条例第八十八号

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例の一部を改正する条例

福島県総合社会福祉施設太陽の国条例（昭和五十四年福島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表身体障害者療護施設の項を削る。

第四条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十五条第二項中「、福島県きびたき寮」を削る。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(保健福祉総務領域総務企画グループ)

福島県条例第八十九号

福島県救護施設条例の一部を改正する条例

福島県救護施設条例（昭和三十九年福島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の表福島県浪江ひまわり荘の項を削る。

第三条及び第四条を削り、第五条を第三条とし、第六条を第四条とし、第七条を第五条とする。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(生活福祉領域地域福祉グループ)

福島県条例第九十号

福島県希望ヶ丘ホーム条例を廃止する条例

福島県希望ヶ丘ホーム条例（昭和四十四年福島県条例第四十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(生活福祉領域高齢保健福祉グループ)

福島県条例第九十一号

福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例

福島県心身障害者扶養共済制度条例（昭和四十五年福島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三

項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十五条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五

万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万元」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万元」を「二十五万円」に改める。
別表第二の三十五歳未満の者の項から六十歳以上六十五歳未満の者の項までを次のように改める。

三十五歳未満	九、三〇〇円	四、六五〇円	六、五一〇円
三十五歳以上四十歳未満	一一、四〇〇円	五、七〇〇円	七、九八〇円
四十歳以上四十五歳未満	一四、三〇〇円	七、一五〇円	一〇、〇一〇円
四十五歳以上五十歳未満	一七、三〇〇円	八、六五〇円	一二、一一〇円
五十歳以上五十五歳未満	一八、八〇〇円	九、四〇〇円	一三、一六〇円
五十五歳以上六十歳未満	二〇、七〇〇円	一〇、三五〇円	一四、四九〇円
六十歳以上六十五歳未満	二三、三〇〇円	一一、六五〇円	一六、三一〇円

附 則

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 改正後の福島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「新条例」という。）第八条第一項及び第二項並びに福島県心身障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例（平成七年福島県条例第六十号。以下「平成七年改正条例」という。）附則第二項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例（以下「旧条例」という。）の規定による心身障害者扶養共済制度（以下「旧制度」という。）に加入している者であつて施行日以後引き続き新条例の規定による心身障害者扶養共済制度（以下「新制度」という。）に加入したものと及び施行日の前日において新条例第四条第二項の他の地方公共団体の実施する制度（以下「他の制度」という。）に加入している者（施行日以後新制度に相当する他の制度に係る制度に引き続き加入していた者に限る。）であつて施行日以後同項の規定により新制度に加入したものと（新条例第十八条第一項第二号ただし書に

該当するため重度障害となつたが加入者（新条例第二条第三項に規定する加入者をいう。以下同じ。）としての地位を失わない者を除く。以下「改正前加入者」という。）は、掛金納付期間（施行日（新条例第四条第二項の規定により新制度に加入したものにあっては、加入者となつた日）の属する月から六十五歳に達した日以後最初に到来する旧制度又は他の制度の加入の承認を受けた日の年単位の属する月（当該応当日において旧制度、他の制度又は新制度に加入していた期間を通算した期間が二十年（第二号に掲げる者にあつては、二十五年）未満である者にあつては、当該通算した期間が二十年（第二号に掲げる者にあつては、二十五年）に達する日の属する月）までをいう。次項において同じ。）の各月につき、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める掛金を県に納付しなければならない。

一 昭和五十四年十月一日以後に旧制度又は他の制度に加入した者であつて加入時の年齢が四十五歳以上であつたものと及び昭和六十一年四月一日以後に旧制度又は他の制度に加入した者であつて加入時の年齢が四十五歳未満であつたもの 加入時の年齢区分に応じ附則別表第一に定める掛金

二 前号に掲げる者以外の者 昭和六十一年四月一日における年齢区分に応じ附則別表第二に定める掛金

3 新条例第八条第一項及び第二項、平成七年改正条例附則第二項並びに前項の規定にかかわらず、改正前加入者であつて、旧条例第七条第二項の規定若しくは他の制度のこれに相当する規定により口数追加の承認を受けたもの（以下「改正前口数追加加入者」という。）、平成七年改正条例による改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例第六条の規定若しくは他の制度のこれに相当する規定による特約付加入者であるもの（以下「特約付加入者」という。）又は同条例第七条の規定若しくは他の制度のこれに相当する規定による口数追加付加入者であるもの（以下「口数追加付加入者」という。）（以下「改正前口数追加加入者等」と総称する。）は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める掛金を、当該期間の各月につき、県に納付しなければならない。

一 掛金納付期間後の口数追加等掛金納付期間（施行日（新条例第四条第二項の規定により新制度に加入したものにあっては、加入者となつた日）の属する月から六十五歳に達した日以後最初に到来する口数追加の承認を受けた日（特約付加入者にあつては特約付加入者となつた日、口数追加付加入者にあつては口数追加付加入者となつた日）の年単位の属する月（当該応当日において改正前加入者、特約付加入者又は口数追加付加入者であつた期間を通算した期間が二十年未満である者にあつては、当該通算した期間が二十年に達する日の属する月）までをいう。次号において同じ。） 口数追加の承認を受けた時（特約付加入者にあつては特約付加入者となつた時、口数追加付加入者にあつては口数追加付加入者となつた時）の年齢区分に応じ附則別表第一に定める掛金（次号において「特定掛金」という。）

二 口数追加等掛金納付期間（前号に掲げる期間を除く。） 当該改正前口数追加加入者等の前項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める掛金を特定掛金を加算した掛金

4 改正前加入者に支給する弔慰金の額は、新条例第十五条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる加入期間（同条第一項に規定する加入期間をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一年以上五年未満 三万円
- 二 五年以上二十年未満 七万五千元
- 三 二十年以上 十五万円

5 改正前口数追加加入者等に支給する弔慰金の額は、新条例第十五条第三項、平成七年改正条例附則第三項及び前項の規定にかかわらず、当該改正前口数追加加入者等の前項各号に掲げる加入期間の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる口数追加期間等（同条第三項に規定する口数追加期間及び平成七年改正条例による改正前の福島県心身障害者扶養共済制度条例第十五条第三項に規定する付加期間を通算した期間をいう。以下同じ。）の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 一年以上五年未満 三万円
- 二 五年以上二十年未満 七万五千元
- 三 二十年以上 十五万円

6 改正前加入者に支給する脱退一時金の額は、新条例第十五条の二第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる加入期間（同項に規定する加入期間をいう。次項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 一年以上十年未満 四万五千元
- 二 十年以上二十年未満 七万五千元
- 三 二十年以上 十五万円

7 改正前口数追加加入者等に支給する脱退一時金の額は、新条例第十五条の二第三項、平成七年改正条例附則第三項及び前項の規定にかかわらず、当該改正前口数追加加入者等の前項各号に掲げる加入期間の区分に応じ当該各号に定める額に、次の各号に掲げる口数追加期間等の区分に応じ当該各号に定める額を加算した額とする。

- 一 一年以上十年未満 四万五千元
- 二 十年以上二十年未満 七万五千元
- 三 二十年以上 十五万円

8 旧条例第十五条第一項に規定する心身障害者が施行日前に死亡した場合に支給する弔慰金の額及び加入者が施行日前に旧条例第十五条の二第一項各号のいずれかに該当した場合に支給する脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第一（附則第二項、附則第三項関係）

加入時、口数追加加入時又は特約加入時の年齢区分	改正前加入者又は改正前口数追加加入者等の属する世帯区分及び掛金額（月額）	
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯
	(一) 当該年度（当）	(二) 当該年度（当）

該年度に属する四月から六月までの掛金については（前年度）の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯

該年度に属する四月から六月までの掛金については（前年度）の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯（一）に該当する場合を除く。）

三十五歳未満	五、六〇〇円	二、八〇〇円	三、九二〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円	三、四五〇円	四、八三〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円	四、三五〇円	六、〇九〇円
四十五歳以上五十歳未満	一〇、六〇〇円	五、三〇〇円	七、四二〇円
五十歳以上五十五歳未満	一一、六〇〇円	五、八〇〇円	八、一二〇円
五十五歳以上六十歳未満	一二、八〇〇円	六、四〇〇円	八、九六〇円
六十歳以上六十五歳未満	一四、五〇〇円	七、二五〇円	一〇、一五〇円

附則別表第二（附則第二項関係）

昭和六十一年四月一日における年齢区分	改正前加入者の属する世帯区分及び掛金額（月額）	
	一 第二号に掲げる世帯を除く世帯	二 掛金の軽減の対象となる世帯
	(一) 当該年度（当）	(二) 当該年度（当）

三十五歳未満	五、六〇〇円	二、八〇〇円	三、九二〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円	三、四五〇円	四、八三〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円	四、三五〇円	六、〇九〇円
四十五歳以上	一〇、六〇〇円	五、三〇〇円	七、四二〇円

(自立支援領域障がい者支援グループ)

福島県条例第九十二号

福島県港湾管理条例の一部を改正する条例

福島県港湾管理条例(昭和三十一年福島県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及びプレジャーボート用指定泊地」を、「プレジャーボート用指定泊地及び交流館」に改める。

第三条第一項中「又はプレジャーボート用指定泊地」を、「プレジャーボート用指定泊地又は交流館」に改め、同条第二項中「並びに臨港道路」を、「臨港道路」に改め、「」を除く。)の下に「並びに交流館(交流ホールを除く。)」を加える。

第六条の二第五項第一号中「三十分」の下に「一時間」を加える。

別表第一小名浜港の項中「プレジャーボート用指定泊地」を「プレジャーボート用指定泊地 交流館」に改める。

別表第二中「(第六条関係)」を「(第六条の二関係)」に改め、同表に次のように加える。

該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度)の市町村民税について非課税である者をもって構成する世帯

該年度に属する四月から六月までの掛金については前年度)の市町村民税について所得割を課されていない者をもって構成する世帯(一)に該当する場合を除く。)

一 基本料金	(一) 一平方メートルごとに全日(午前九時から午後五時までの時間をいう。)につき 四〇円
	(二) 一平方メートルごとに半日(午前九時から午後一時まで又は午後一時から午後五時までの時間をいう。)又は夜間(午後五時から午後九時までの時間をいう。以下同じ。)につき 二〇円
	(三) (一)又は(二)に規定する時間の使用に係る準備又は整理のための使用について、一平方メートルごとに午前九時まで又は午後九時からの時間に係る一時間につき 五円
二 加算額	基本料金の百分の百に相当する額

別表第二備考に次のように加える。

八 この表において「加算額」とは、次のいずれかに該当する交流館交流ホールの使用について、基本料金に加算する額をいう。

- ア 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して開催する催しのための使用
- イ 商品の販売、商品の宣伝その他の営利的性格を有する行為を行うための使用
- 九 交流館交流ホールを二日以上にわたり継続して使用する場合の夜間並びに午前九時まで及び午後九時からの時間に係る交流館交流ホールの使用(展示物、器材等の保管のための使用に限る。)については、使用料は、徴収しない。

附則

この条例は、平成二十年二月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(「(第六条関係)」を「(第六条の二関係)」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(河川港湾領域港湾漁港グループ)

福島県条例第九十三号

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

福島県公営企業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和四十四年福島県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十三条を第二十四条とする。

第二十二條中「再任用職員」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員」を加え、同条を第二十三条とする。

第二十一条を第二十二條とし、第二十条の次に次の一条を加える。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第二十一条 地方公務員法第二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(企業局経営管理グループ)

福島県条例第九十四号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条

例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とし、第三十条を第三十一条とする。

第二十九条中「再任用職員」の下に「、地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項の規定により採用された職員」を加え、同条を第三十条とする。

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条の次に次の一条を加える。

第二十八条 地方公務員法第二十六条の五第一項の承認を受けた職員には、自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(病院局管理グループ)

福島県条例第九十五号

学校教育法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(福島県税条例の一部改正)

第一条 福島県税条例(昭和二十五年福島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条の二十二第二項第三号中「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第二項」に改める。

第四十条の十九第一項第二号中「附則第二百二条第一項」を「附則第六条」に改める。

第二条 福島県立看護師養成施設条例(昭和三十九年福島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

第三条 福島県立特別支援学校条例(昭和三十九年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第七十四条」を「第八十条」に改める。

第四条 福島県立総合衛生学院条例(昭和四十六年福島県条例第十七号)の一部を次の

ように改正する。

別表中「第五十六条第一項」を「第九十条第一項」に改める。

(福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例の一部改正)

第五条 福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与条例(昭和五十年福島県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十四条」を「第五十三条第一項」に、「第四十五条第一項」を「第五十四条第一項」に改める。

第二条第一号中「第四十五条第三項」を「第五十四条第三項」に改める。

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年福島県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第五号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改める。

第七条 福島県獣医学学生修学資金貸与条例(平成五年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

第八条 福島県立病院医師修学資金貸与条例(平成十五年福島県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

第九条 福島県へき地医療医師確保修学資金貸与条例(平成十六年福島県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第六十二条」を「第九十七条」に改める。

第十条 職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例(平成十七年福島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条」を「第三百三十四条第一項」に改める。

第十一条 福島県認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年福島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

別表一アの表中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日又はこの条例の公布の日いずれか遅い日から施行する。

(教育振興領域県立学校グループ)